

『認定農業者制度活用講座』開催要領

主催：岐阜県担い手育成総合支援協議会

平成17年3月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」において認定農業者への支援の集中・重点化が明確に打ち出されたことを受け、認定農業者に対しては水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を始めとする経営安定・発展支援、農用地利用集積・利用調整支援、農業生産基盤・機械施設整備対策、各種税制・金融支援など多くの対策が講じられ、21世紀の日本農業を牽引する『主役』に位置づけられています。

このため、最近新たに認定農業者になった農業者や今後認定農業者を目指す者を対象に、認定農業者制度の概要や仕組み、認定を受けるための事務手続き、税制特例や各種の担い手支援事業などのメリットを学ぶため、本講座を開催します。

日時、会場

会場	場所	日	時
岐阜会場	岐阜県農協会館 2階 大会議室	7月23日(水)	9:30~12:00
中濃会場	みのかも文化の森 内 市民ミュージアム 研修室	7月23日(水)	13:30~16:00

会場へのアクセスは別紙参照

対象者

- ・ 最近新たに認定農業者になった農業経営者(法人等含む)及び従事者(配偶者・後継者等を含む)
- ・ 新たに認定農業者を志向する農業経営者等
- ・ 法人化を目指す集落営農組織関係者(代表、構成員等)
- ・ 地域担い手育成総合支援協議会担当者
- ・ その他担い手育成支援機関関係者等

内容

認定農業者制度とは？(制度の内容、事業の概要等)
 認定農業者の特典は？(各種支援対策事業、税制特例等)
 認定農業者になるためには？(手続きの方法、経営改善計画の書き方等)
 個別経営相談

講師等

- ・ 講師や経営相談は、県農業振興課・農業業会議職員が行います。

受講について

- ・ 定員は各会場50名で、受講料は無料です。
- ・ 講座のテキストは主催者が準備します。当日は筆記用具をお持ち下さい。

申し込み方法

- ・ 別添の受講申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送で7月15日(必着)までに岐阜県担い手育成総合支援協議会事務局へ申し込んで下さい。

事務局：岐阜県担い手育成総合支援協議会

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12
 岐阜県ツタツツ庁舎内 岐阜県農業会議 担当：三輪、堀口
 TEL 058-268-2527 FAX 050-273-6177

《会場案内》

岐阜会場

施設名 岐阜県農協会館 2階 大会議室

住所 〒500-8367
岐阜市宇佐南 4-13-1

電話 058-276-5011



中濃会場

施設名 美濃加茂市民ミュージアム

住所 〒505-0004
美濃加茂市蜂屋町上蜂屋町 3299-1
みのかも文化の森 内

電話 0574-28-1110(代)

アクセス マイカー 東海環状自動車道 美濃加茂ICから5分



《別紙様式1》(農業者用)

岐阜県農業会議 三輪 行

FAX: 058-273-6177

「認定農業者制度活用講座」出席者申込書

地域協議会名・市町村名:

市町村名	氏名	法人・組織等名	役職名	認定農業者区分				受講会場		摘要
								岐阜	中濃	

- 1 農業者についてはこの様式で報告して下さい。
- 2 認定農業者区分欄は、次により該当欄に をつけて下さい。
認定農業者である 家族が認定農業者である 法人・組織が認定農業者である 今後認定農業者になりたい その他
- 3 受講会場の欄は、出席を希望する会場に をつけて下さい。

